

# 宮城県公報

発行県  
宮城県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

令和三年三月二十六日

宮城県知事  
村井嘉造

規則

- |  |               |    |
|--|---------------|----|
| ○宮城県ライフル射撃場管理規則                                | （靈災復興・企画総務課）  | 四  |
| ○ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則                           | （食と暮らしの安全推進課） | 五  |
| ○特定非常利活動促進法施行細則の一部を改正する規則                      | （共同参画社会推進課）   | 一三 |
| ○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 |               |    |
| ○道路占用料規程の一部を改正する告示                             | （業務課）         | 一三 |
| ○職員等の旅費支給規程の一部を改正する訓令                          | （人事課）         | 一四 |
| ○宮城県ライフル射撃場管理規則及び総合運動場条例施行規則を廃止する規則            | （人事課）         | 一四 |
| ○自然の家管理規則の一部を改正する規則                            | （道路課）         | 一四 |
| ○人事委員会規則七一二（特殊勤務手当）の一部を改正する規則                  | （人事課）         | 一五 |
| ○人事委員会規則七一五十三（地域手当）の一部を改正する規則                  | （人事課）         | 一七 |
| ○人事委員会の権限（地域手当）の一部委任の一部を改正する告示                 | （人事課）         | 一七 |
| 人事委員会  |               |    |
| 規則   |               |    |
| 告示   |               |    |
| 教育委員会  |               |    |
| ○自然の家管理規則の一部を改正する規則                            |               |    |
| ○宮城県ライフル射撃場管理規則及び総合運動場条例施行規則を廃止する規則            |               |    |
| ○人事委員会規則七一二（特殊勤務手当）の一部を改正する規則                  |               |    |
| ○人事委員会規則七一五十三（地域手当）の一部を改正する規則                  |               |    |
| ○人事委員会の権限（地域手当）の一部委任の一部を改正する告示                 |               |    |

**第一条** この規則は、総合運動場条例（昭和五十六年宮城県条例第二号。以下「条例」という。）第二十五条の規定に基づき、総合運動場（条例第一条に規定する総合運動場のうち宮城県宮城野原公園総合運動場の駐車場（以下「駐車場」という。）、宮城県第二総合運動場及び宮城県総合運動公園の宮城県サッカーフィールドをいう。以下同じ。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用者及び入場者の遵守事項）

二 現状を変更しないこと。

三 使用目的以外に使用しないこと。

四 使用許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。

五 使用許可を受けた設備器具以外は、使用しないこと。

六 総合運動場内の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者を入場させないこと。

七 使用施設に係る施設内の秩序を保持するため必要な措置を講ずること。

八 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が指示すること。

九 駐車場を使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 駐車場内の秩序又は風俗を乱す行為をしないこと。

二 駐車場の施設設備を損傷しないこと。

三 駐車場内において他の自動車の駐車の妨げとなる行為をしないこと。

四 標識及び係員の指示に従うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、知事が指示すること。

三 総合運動場に入場する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 総合運動場内の秩序又は風俗を乱す行為をしないこと。

二 総合運動場内において他の者の妨げとなる行為をしないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、指定管理者（駐車場にあっては、知事）が指示すること。

五 前各号に掲げるもののほか、知事が指示すること。

3 総合運動場に入場する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 総合運動場内の秩序又は風俗を乱す行為をしないこと。
- 二 総合運動場内において他の者の妨げとなる行為をしないこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、指定管理者（駐車場にあつては、知事）が指示すること。

（職員の立入り）

